

社会福祉法人松里福祉会役員及び評議員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人松里福祉会（以下「法人」という。）の役員及び評議員等の報酬及び実費弁償について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、法人の理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員会への出席報酬)

第3条 役員が理事会及び評議員会に出席したとき、及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(理事及び評議員の報酬)

第4条 理事長が、理事会及び評議員会以外の日において、法人業務及び法人が実施する事業の運営のために業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人業務及び法人が実施する事業の運営にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 評議員が評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人業務及び法人が実施する事業の運営にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬)

第5条 監事が、法人業務及び事業の運営状況を指導又は監査にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(苦情相談員の報酬)

第6条 苦情相談員が法人及び事業所に係る苦情対応の業務に従事したときは、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(評議員選任・解任委員の報酬)

第7条 評議員選任・解任委員が評議員選任及び解任に係る業務に従事したときは、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第8条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支払うことができる。

(報酬等の支給方法)

第9条 役員及び評議員等に対する報酬は、理事会又は評議員会等への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

2 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(適用除外)

第10条 法人の職員を兼務する理事及び評議員選任・解任委員は、この規程は適用しない。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成29年7月10日から施行する。

役員等に対する交通費の支給に関する規程（平成25年4月1日施行）は、廃止する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

名 称	報 酬	実費弁償費(上限)
理事会	日額 10,000 円	実費額
評議員会	日額 10,000 円	実費額

別表2（第4条・第5条・第6条・第7条関係）

名 称	報 酬	実費弁償費(上限)
理事長	日額 15,000 円	実費額
理事及び評議員	日額 10,000 円	実費額
監事	日額 10,000 円	実費額
苦情相談員	日額 5,000 円	実費額
評議員選任・解任委員	日額 5,000 円	実費額

別表3（第8条関係）

名 称	報 酬	宿泊費	旅 費
報酬及び旅費等	日額 10,000 円	実費額	実費額